

あぶない！中間ドア扱い③

過去の「事故」が生かされない…

効率重視！対策も捻じ曲げる！

そもそもなぜ「中間ドア扱い」が問題なんですか？

水戸支社では「中間ドア扱い」が禁止となった
重大インシデントがあったのです…

1998年2月13日 我孫子駅にて

列車：1012M(フレッシュひたち12号)

車両：E653系14両(7+7両)

我孫子駅到着の際に停車位置不良により、通常よりも手前に停車。運転士と運転担当車掌が打合せ中に客扱担当車掌が4号車乗務員室で中間ドア扱いを行った。

その結果、後ろ3両がホームにかかっていない状態でドアが開扉してしまっ…



当時の水戸支社で策定した対策

- 車掌スイッチ扱い(ドア開扉)は必ず停止位置を確認して取り扱う。
- 電車列車については、中間車両での車掌スイッチ扱い(ドア開扉)は行わない。

この事象は三河島事故、磯原～大津港脱線事故などと同様に訓練センターで安全を守るために掲示し、車掌全員に訓練教育を行ってきていました。

訓練センターでの掲示イメージ

◆車掌の対策

- ・車掌スイッチ扱い(ドア開扉)は必ず停止位置を確認する。
- ・電車列車については、中間車両での車掌スイッチ扱い(ドア開扉)は行わない。
(特急列車等の中間乗務員室においても車掌スイッチ扱いを可能とする)

しかし！今の会社は…

会社は「特急一人乗務」での「中間ドア扱い」を実施させるために通達を出し、あるうことが訓練センターでの事象の掲示には“テプラで修正する”という過去の事象教育を無視した対策をしたのです！

安全<効率化…優先順位を間違えれば私たちに未来はない！

大事なコトは何なのか…“真の安全議論”で未来をつくり出そう！